

要求水準書

1 件 名

さいたま市データ利活用方策等調査検討業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

3 履行場所

さいたま市内

4 予算の上限額

12,005,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 目 的

本市では、これまで、「スマートシティさいたまモデル」として、公民+学の連携によるデジタルサービスの導入やコミュニティ醸成を、浦和美園エリアで活動するまちづくり団体等を中心とした協議会において推進してきた。

その中で、当該協議会に参画するまちづくり団体によるデータ連携基盤（都市OS）の構築や、当該データ連携基盤を用いた実証事業等を支援してきたが、データを利活用した民間サービスの実装には至っていないところである。

他方、国においては、デジタル田園都市国家構想交付金として、データ連携基盤（都市OS）の活用について、自治体に対する支援がなされてきている。

このような状況を踏まえ、データ連携基盤（都市OS）や、民間事業者等の保有するデータを本市が主体として活用する等、データ連携やデータ利活用により、本市の課題を解決する可能性や方策について、調査検討を行うものである。

6 業務内容

- (1) データ連携基盤（都市OS）を活用した取り組みについて、埼玉県内市町村、政令指定都市、中核市又は都道府県が主体となって実施している先進事例を調査し、運営体制、開発ベンダ、システム構成、開発運用費、利活用状況等を報告すること。
- (2) 民間事業者や本市以外の行政主体が保有するデータのうち、本市が入手し利活用することで、課題の解決に資する可能性があるものを調査し、当該データの利活用方策（利活用に必要な技術的前提を含む）を提案すること。なお、解決を図る本市の課題について、本市の令和6年度当初予算に係る「予算案の概要」PI-4～PI-14に掲げる「4本の柱」のコンセプトを参考として提案すること。（「予算案の概要」は、次のURLから閲覧できる。
https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/011/001/019/p112603_d/fil/gaiyou.pdf）
- (3) 市民や民間事業者等が主体となって、テクノロジーを活用し、行政サービスや地域課題の改善・解決を図る「シビックテック」に関する取組について、埼玉県内市町村、政令指定都市、

中核市又は都道府県が実施している先進事例を調査し、本市における利活用方策（利活用に必要な技術的前提を含む）を提案すること。

7 業務の履行状況報告及び成果品

- (1) 受託者は、本件業務の始期の翌月以降、毎月10日までに、前月の業務の履行状況を委託者に報告するため、定例の打合せを実施すること。
- (2) 受託者は、令和6年9月13日（金）までに、中間報告書を作成し、CD-R又はDVD-Rに記録して、2部、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、令和6年11月29日（金）までに、最終報告書を作成し、CD-R又はDVD-Rに記録して、2部、委託者に提出すること。

8 その他

- (1) 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の遂行に当たり、必要な消耗品、交通費、関係者の派遣等に要する費用については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次委託者と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務履行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5) 本業務を行うにあたり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもと受託者が使用することを認めるものとする。
- (7) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 要求水準書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。